議案第　３８　号

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年３月２１日提出

野田市長　　鈴　木　　　有

野田市条例第　　　号

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成６年野田市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

山崎梅台地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された山崎梅台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第２に次のように加える。

山崎梅台地区地区整備計画区域	沿道地区	１　自動車教習所 ２　カラオケボックスその他これに類するもの ３　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所その他これらに類するもの ４　畜舎（１５㎡を超えるものに限る。）

別表第３に次のように加える。

山崎梅台地区地区整備計画区域	住宅地区	１０分の５ ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。 ⑴　区画道路を除いた当該建築物の敷地に接する建築基準法第４２条第１項又は第２項に規定する道路の全てにおいて、その中心線から２ｍ以上の部分が道路の敷地として確保された場合 ⑵　区画道路の全てにおいて、地区施設計画の道路敷地が確保された場合

別表第４に次のように加える。

山崎梅台地区地区整備計画区域	住宅地区	１０分の３ ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。 (1)　区画道路を除いた当該建築物の敷地に接する建築基準法第４２条第１項又は第２項に規定する道路の全てにおいて、その中心線から２ｍ以上の部分が道路の敷地として確保された場合 (2)　区画道路の全てにおいて、地区施設計画の道路敷地が確保された場合

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

山崎梅台地区の地区整備計画に係る都市計画決定に伴い、関係規定を整備しようとするものである。

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

○　野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年野田市条例第17号）

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　　　行</th></tr>
<tr><td>
別表第1（第3条）
<table>
<tr><th>名称</th><th>区域</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>山崎梅台地区地区整備計画区域</td><td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された山崎梅台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第1（第3条）
<table>
<tr><th>名称</th><th>区域</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>
別表第2（第5条）
<table>
<tr><th>（ア）</th><th>（イ）</th><th>（ウ）</th></tr>
<tr><td>区域の名称</td><td>地区の名称</td><td>建築物の用途の制限</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>山崎梅台地区地区整備計画区域</td><td>沿道地区</td><td>1　自動車教習所
2　カラオケボックスその他これに類するもの
3　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所その他これらに類するもの
4　畜舎（15㎡を超えるものに限る。）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第2（第5条）
<table>
<tr><th>（ア）</th><th>（イ）</th><th>（ウ）</th></tr>
<tr><td>区域の名称</td><td>地区の名称</td><td>建築物の用途の制限</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>
別表第3（第6条）
<table>
<tr><th>（ア）</th><th>（イ）</th><th>（ウ）</th></tr>
<tr><td>区域の名称</td><td>地区の名称</td><td>建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>山崎梅台地区地区整備計画区域</td><td>住宅地区</td><td>10分の5
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。
(1)　区画道路を除いた当該建築物の敷地に接する建築基準法第42条第1項又は第2項に規定する道路の全てにおいて、その中心線から2m以上の部分が道路の敷地として確保された場合
(2)　区画道路の全てにおいて、地区施設計画の道路敷地が確保された場</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第3（第6条）
<table>
<tr><th>（ア）</th><th>（イ）</th><th>（ウ）</th></tr>
<tr><td>区域の名称</td><td>地区の名称</td><td>建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

		合

別表第4（第7条）

（ア）	（イ）	（ウ）
区域の名称	地区の名称	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度
（略）		
山崎梅台地区地区整備計画区域	住宅地区	10分の3 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。 (1)　区画道路を除いた当該建築物の敷地に接する建築基準法第42条第1項又は第2項に規定する道路の全てにおいて、その中心線から2m以上の部分が道路の敷地として確保された場合 (2)　区画道路の全てにおいて、地区施設計画の道路敷地が確保された場合

別表第4（第7条）

（ア）	（イ）	（ウ）
区域の名称	地区の名称	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度
（略）		